## 平成30(2018)年度財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

- (1)固定資産の減価償却の方法
  - ① 建 物・・・・・定額法(該当なし)
  - ② 什器備品・・・・・定率法(該当なし)
- (2)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借り主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

なお、リース物件は下記の1件である。

- ① コピー複合機(京セラ製) 平成27年11月リース開始(60回) 残存リース料 82,080円(4,320円×19回)リース取扱会社 株式会社クレディセゾン
- (3)消費税等の会計処理

税込経理方式を採用している。

2. 会計方針の変更

会計方針は発生主義によって計上しており、変更はない。

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残額は次のとおり。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	10, 000, 000	0	0	10, 000, 000

#### 4. 基本財産の財源等の内訳

(単位;円)

科目	当期末残高	備考
基本財産		
定期預金	10, 000, 000	三菱UFJ信託銀行名古屋支店

## 5. その他の固定資産について

(1) 「陶磁器意匠デジタル化積立資産」について

本年度、「陶磁器意匠に関するデータベースの構築および維持管理」に使途を特定した寄附金を受領したことから、「特定資産(陶磁器意匠デジタル化積立資産)」として区分経理した。

陶磁器製食卓台所用品については、以下の2のように、保全登録意匠約8万件のデータベースがあり、他方、陶磁器製置物の電子化が残されている。そこで「陶磁器製置物~人形を中心に」テーマを絞り、「意匠認証」をもとにデータベース構築を行うこととした。

昭和30(1955)年~平成9(1997)年の間、欧米に輸出された「人形等」の陶磁器製置物について、数万件の意匠認証が残されている。その特徴(児童、老人、青年男女、諸スポーツ、擬人化された動物、踊り、祈りなど)から検索できるデータベース構築や維持管理に積立資産を用いる。

#### (2) 「陶磁器意匠データベース(食卓台所用品)」について

当法人設立以来の継続事業である「意匠保全事業」において保全登録された意匠(食器、ノベルティ、タイル)約18万件の紙媒体データのうち、食卓台所用品約8万余件の保全登録証(控)を電子化し、検索キーワードを付したデータベース構築を行うため、平成25(2013)年3月期に、特定資産として「登録意匠デジタル化積立資産定期預金」953万円を設け、平成25・26年度事業として実施し、平成28(2016)年1月に公開した。

このデータベース構築に要した953万円を、資産管理の立場から27年3月期から貸借対照表に記載し、当該データベース取得額として「その他の固定資産」に、その見返り額同額を「固定負債」に計上している。

#### 6. 「建物」勘定及び固定負債「資産見返り額」勘定について

「建物」勘定は、本部を置く「日本陶磁器センタービル」(昭和33(1958)年4月起工、同年12月 完成)建設費の本財団負担分に関わるものであって全額償却済みだが、備忘価額として表示している。当該ビルの管理は一般財団法人日本陶業連盟が行っている。

# 7. 担保に供している資産 該当なし

# 8. 保証債務等の偶発債務 該当なし

# 9. 重要な後発事象 特になし

以上